下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成21年12月11日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　九鬼　義弘　昭和39年３月21日生
税理士名簿登録番号　第81058号
税理士事務所　愛知県岡崎市六名東町１番地４
住所　愛知県岡崎市竜美東１丁目４番地５

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成21年12月11日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　武野　年雄　昭和25年１月14日生
税理士名簿登録番号　第37872号
税理士事務所　愛知県名古屋市西区花の木２丁目23番８号
住所　愛知県名古屋市西区花の木２丁目23番12号ホワイトキャッスル天神山1005号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年12月10日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　前本　和憲　昭和33年７月22日生
税理士名簿登録番号　第63757号
税理士事務所　兵庫県明石市二見町東二見218番地の13
住所　兵庫県明石市二見町東二見244番地の７

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条及び第46条の規定に基づき、平成21年12月10日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　西田　良三　昭和17年12月26日生
税理士名簿登録番号　第53453号
税理士事務所　愛媛県宇和島市山際１丁目４番20号
住所　愛媛県宇和島市山際１丁目４番20号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成21年12月11日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　碓氷　　磐　昭和５年５月24日生
税理士名簿登録番号　第25079号
税理士事務所　埼玉県さいたま市岩槻区西原１番40号
住所　埼玉県さいたま市岩槻区西原３番28号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成21年12月９日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　髭　　正博　昭和16年１月23日生
税理士名簿登録番号　第37848号
税理士事務所　東京都中野区中央３丁目32番２号クリンネルビル
住所　東京都文京区弥生２丁目19番４号　コーポマツムラ302

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成21年12月11日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　山内　芳美　昭和27年11月25日生
税理士名簿登録番号　第76549号
税理士事務所　愛知県名古屋市中村区長筬町３丁目50番地の４
住所　愛知県名古屋市中村区長筬町２丁目56番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年12月10日から10月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　佐伯　祐司　昭和27年５月17日生
税理士名簿登録番号　第59990号
税理士事務所　兵庫県神戸市長田区御船通１丁目２番地　長田納税会館２階
住所　兵庫県神戸市長田区西山町４丁目34番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成21年12月11日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　清水　幸子　昭和２年９月26日生
税理士名簿登録番号　第8297号
税理士事務所　京都府京都市下京区河原町通五条上る御影堂前町843番地
住所　京都府京都市下京区河原町通五条上る御影堂前町843番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年12月14日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　増田　良治　昭和29年１月13日生
税理士名簿登録番号　第59824号
税理士事務所　岡山県岡山市北区野田１丁目２番12号
住所　岡山県岡山市北区川入1131番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成21年12月11日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

財務大臣　藤井　裕久

記

税理士　長澤　重信　昭和27年５月15日生
税理士名簿登録番号　第61082号
税理士事務所　徳島県徳島市佐古三番町８番14号ヤマセビル２Ｆ
住所　徳島県徳島市佐古三番町８番14号ヤマセビル３Ｆ

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１７９３号

仙台市泉区八乙女中央５丁目３番25号
債務者　須藤　　弘
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　　力
４　破産債権の届出期間　平成22年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４８３号

山梨県甲府市宮前町７番50号
債務者　嶋田　光行
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
４　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係